平成２０年（排）第４５号

排　除　命　令　書

東京都港区東新橋一丁目５番２号
全日本空輸株式会社
同代表者　代表取締役　山　元　峯　生

公正取引委員会は，前記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　全日本空輸株式会社（以下主文において「全日本空輸」という。）は，一般消費者に提供する「プレミアムクラス」と称する，専用カウンター及びラウンジの利用，優先搭乗等の空港サービス並びに一般の座席よりも広い座席間隔で設置された上質の座席の利用，機内食の提供等の機内サービスを提供する役務（以下主文において「プレミアムクラス」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成２０年２月ころから同年３月ころまでの間新聞広告において行った，あたかも，当該役務を利用すれば新型の座席を利用することができるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該役務の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を得なければならない。

２　全日本空輸は，今後，プレミアムクラス又はこれと同種の役務の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

３　全日本空輸は，今後，プレミアムクラス又はこれと同種の役務の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うこ

とにより，当該役務の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　全日本空輸は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　全日本空輸株式会社（以下「全日本空輸」という。）は，肩書地に本店を置き，航空運送業を営む事業者である。

2 (1) 全日本空輸は，平成２０年４月１日以降，同社の国内線の一部の便において，「プレミアムクラス」と称する，専用カウンター及びラウンジの利用，優先搭乗等の空港サービス並びに一般の座席よりも広い座席間隔で設置された上質の座席の利用，機内食の提供等の機内サービスを提供する役務（以下「プレミアムクラス」という。）を一般消費者に提供している。

(2) 全日本空輸は，平成２０年２月１日以降，プレミアムクラスの利用の予約を受け付けている。

3　全日本空輸は，プレミアムクラスについて，別表記載の日に同表記載の一般日刊紙に掲載した広告において，例えば，平成２０年２月１日付け日本経済新聞に掲載した広告（別添写し）にあっては，座席の頭部の両側部分に仕切りを設け，隣の座席の人から顔が見えないようにするなどした新型の座席（以下「新型座席」という。）の画像を掲載するとともに「ＡＮＡの国内線「プレミアムクラス」、４／１より全国でスタート。」と記載することにより，あたかも，プレミアムクラスを利用すれば，新型座席を利用することができるかのように示す表示をしているが，実際には，平成２０年４月から同年５月までの間においては，新型座席が設置されている便はなく，大部分の便において従来から使用されていた座席をそのまま提供し，その余の便においても従来から使用されていた座席を生地の張替え及び座席間隔の変更をして提供しているものであった。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，全日本空輸は，プレミアムクラスの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘

引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２０年８月２５日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水

別表

広告掲載紙	朝刊・夕刊の別	広告掲載日
日本経済新聞	朝刊	平成２０年２月１日，同年３月２８日
	夕刊	平成２０年３月２４日
読売新聞	朝刊	平成２０年２月１日，同年３月２８日
朝日新聞	朝刊	平成２０年２月１日，同年３月２８日
毎日新聞	朝刊	平成２０年２月２日，同年３月２８日
産経新聞	朝刊	平成２０年２月２日，同年３月２８日
北海道新聞	朝刊	平成２０年３月２８日
中日新聞	朝刊	平成２０年３月２８日
西日本新聞	朝刊	平成２０年３月２８日